

1 すだち果汁 商品名：徳島すだち100%

名称

「すだち果汁」、「果汁調味料」などと食品の内容を表す一般的な名称を表示します。

一般的な名称ではない商品名を名称として表示することは適切ではありません。

飲料として販売しない場合は、「果実飲料」の個別ルールは適用しません。

原材料名

原材料に占める重量の割合の高い順に最も一般的な名称で表示します。

すだちを搾汁して製造している場合は「すだち」と表示します。すだち果汁を仕入れて製造している場合は「すだち果汁」と表示し、加工原材料を使用していることが分かるように表示します。

添加物

添加物に占める重量の割合の高い順に添加物の物質名を表示します。添加物は物質名で表示することが原則ですが、酸味料は物質名に代えて、一括名により「酸味料」と表示をすることができます。

添加物は添加物欄を設けて表示したり、原材料名欄にスラッシュ(/)や改行などで区分して表示します。

アレルゲン

特定原材料等が含まれている原材料または添加物を使用した場合、アレルゲン表示が必要です。

原料原産地名

重量割合が上位1位の原材料に表示をします。原材料を複数使用している場合は、どの原材料の原産地であるか分かるように、原産地の後に括弧を付して原産地に対応した原材料名を表示します。

対象の原材料がすだちなどの生鮮食品の場合は原産地を表示します。原材料が国産品であるものは国産である旨を、輸入品であるものは原産国名を表示します。国産品の場合、国産である旨にかえて、「徳島県産」など都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。

複数の産地の原材料を混合して使用している場合は、原産地を重量の割合の高いものから順に表示します。

すだち果汁などの加工食品の場合は、「国内製造」、「徳島県製造」等と製造地を表示します。なお、中間加工原材料の原料の原産地が生鮮原材料までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「徳島県産(すだち)」などと当該加工食品の原材料の生鮮食品の原産地を表示することができます。

内容量

計量法上の特定商品になるので、内容重量(g又はkg)、または内容体積(mlまたはℓ)により表示します。

期限表示

品質が比較的劣化しにくい食品には「賞味期限」を表示します。製造又は加工した日から賞味期限までの期間が3か月を超える場合は、期限を年月で表示することができます。この期限は記載した保存方法で保存した場合の期限です。

保存方法

「10℃以下で保存」、「直射日光・高温多湿を避けて保存」など、流通、家庭等において可能な保存の方法を、読みやすく、消費者が理解しやすいような用語で具体的に表示します。

製造者(「表示内容に責任を有する者」及び「製造所」)

製造者が表示内容に責任を有する場合、製造者の氏名又は名称と消費者等の製品に対する問合せ等に対応できる住所を表示します。容器包装の表示面積、形態等から判断してやむを得ない場合は、「株式会社」を「(株)」等と略記して差し支えありません。

なお、事務所と工場が同じ場所にあるなど、消費者等の製品に対する問合せ等に対応できる場所と製造場所が同じ場合は、この表示例のように製造所の表示を省略できます。



徳島県産すだち100%使用
容器包装の表面の表示

名 称	すだち果汁
原 材 料 名	すだち、食塩/酸味料
原料原産地名	徳島県産(すだち)
内 容 量	100ml
賞 味 期 限	2021年10月20日
保 存 方 法	直射日光・高温多湿を避けて保存
製 造 者	(株)〇〇 徳島県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

特色のある原材料の表示

商品に「徳島県産すだち使用」のように、ブランド名、産地名など特色のある原材料を使用したことを表示する場合、同種の原材料に占める割合が100%の場合を除き、使用割合の表示が必要です。使用割合は次のいずれかで表示します。

- ①特色のある原材料の製品に占める重量の割合
- ②特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める重量の割合(この場合、同一の種類の原材料に占める重量の割合である旨を表示します。)

特色のある原材料に該当するもの

特定の原産地のもの	・ 徳島県産すだち使用
有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品	・ 有機すだち使用
非遺伝子組換えのもの等	
特定の製造地のもの	・ 徳島県で製造したしょうゆを使用
特別な栽培方法により生産された農産物	・ 特別栽培すだち使用
品種名等	
銘柄名、ブランド名、商品名	・ なんと金時使用、徳島すだち